

〔扶桑略記華山二十七〕寛和二年六月二十二日庚申夜○。半。天皇生年十九出鳳闕宮向花山寺落飾入道。

○按ズルニ、花山天皇出家ノ日時、右ノ外諸書或ハ二十二日ニ作り、或ハ二十三日ニ作ル、之ヲ要スルニ、二十二日丑刻ノ事ニシテ、未明以前ヲ以テ前日ニ屬スルト、子刻以後ヲ以テ當日ニ屬スルトニ由リテ、此異說アルヲ致スノミ、而シテ扶桑略記ニ二十二日ノ下庚申トアルハ、己未ノ誤ナルベシ。

〔元文五年曆〕子丑寅卯の四箇時刻は、次の日の處分故以後は此四箇時刻には翌の字を加ふ、

〔誠齋雜記丁未雜記五〕頒行曆前文○中

元文五年庚申曆

世俗一晝夜を云は、明ヶ六ッ時を一日の初とし、次の明ヶ六時迄を終とす、月食を記す事も俗習に乏たがひ、右之通り用來れり、然ども元より子丑寅卯の四時は次の日の處分なる故、今より後、此四時には、翌の字を附て、これを知らしむ、并二十四節土用も皆右の如し、自今以後此例に乏たがふなり、重而改るにをよばず、

澀川六藏源則休

謹誌

猪飼豊次郎源久一

〔青標紙〕時刻取方的例

一寛政十二申年閏四月廿日、時刻取方之儀、時と刻と取方區々に而難相辨、既に兩山に而御法事揃刻限兩様之様に承り及、心不決候間奉伺候、譬者、午之上刻は、四ッ半時を取候哉、右に准候得者、中刻は九ッ時之頃に而、下刻は九ッ半時江移り候少し前、其餘右に准候、如何に候へば、子ノ上刻は夜の四ッ半時に而候間、御届等に今夜子ノ上刻と認候而宜候哉、夜の九ッ時之頃を子ノ中刻と定、今曉子ノ中刻と認候而宜候哉、晩の七ッ半時を、今夜酉ノ上刻と認候而宜候哉、曉